

＜インドネシア税務トピック＞

税務調査、付加価値税（VAT）

（2016年3月）

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジャカルタ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ジャカルタ事務所が現地会計コンサルティング会社 朝日ネットワークス インドネシアに作成委託し、2016年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび朝日ネットワークス インドネシアは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび朝日ネットワークス インドネシアに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ジャカルタ事務所

E-mail：JKTJETRO@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

＜インドネシア税務トピック＞

税務調査、付加価値税（VAT）

1. 税務調査に関する留意事項

インドネシアの法人税は、多くの諸外国と同じで申告納税方式です。従って、年度の税務申告は税法や関連する規則に照らして、納税者が適正と判断した方法で申告することになります。実際に税額が確定するのは税務調査が実施されて更生通知書が発行されるか、5年間の時効を迎えるかいずれかになります。つまり、これまでは納税額は仮納付という扱いになります。

税務調査は、①還付申請を行った場合、②過去の税務上の欠損金を相殺した場合、③長期にわたって会社が損失を計上している場合に、税務当局の裁量で実施されることとなります。日系企業を含む外国企業は、一般的に現地企業に比べて事業が大規模であるためより税収が見込まれることなどから、税務調査を受ける頻度が高くなっています。このうち還付請求をした場合は、税務申告書提出日から1年以内に税額を確定しないと、申告した納税額、つまり還付が自動的に決定してしまうことになるので、期限内に税務調査を実施して還付額を決定するために、税務調査の中でも優先順位が高いものとなっています。税務調査は、各会社を管轄する税務署ないしは地域の統括税務署（カンウィル）が税務調査通知書を発行することで実施されます。

日本の税務調査と異なり、税務署が対象企業に事前の予告なく訪れるということは通常ではなく、対象企業が税務署の求めに応じて資料を提出することになります。一連の手続きは税務署主導で実施され、裁量色が非常に強いものとなっています。従って、税務調査の開始時期などは税務署が勝手に通知してきます。場合によっては故意ではないかと疑われるような、時効直前になって税務調査が通知されるような場合もあり、その場合は十分な資料を提供できず時間切れとなってしまうようなケースもありますので、日頃から月次税務申告書の金額と、会社の帳簿の関連する勘定科目の金額の整合性をあらかじめ確認するなどの作業を、ルーチンワークとして実施しておくなどが重要です。例えば付加価値税（VAT）の場合、月次の税務申告額と帳簿の金額を合わせておくことはもちろんですが、毎月報告している仮受VATは売り上げに伴って計上されますので、法人税の年次税務申

告書に記載されている売上高と整合性がとれているかのクロスチェックをすることで、数値の信頼性が高まることとなります。

税務調査対応を現地スタッフに丸投げで任せることも、危険な結果を招くことがあります。税務調査は数ヶ月から半年の長丁場で実施されますが、ある時いきなり税務調査結果が出るわけではありません。非公式ですが、税務調査の検出項目の途中経過が示されたり、その後の公式な検出事項のリスト（SPHP）が示されたあと、税務調査の閉鎖のための会議（クロージングカンファレンス）が実施され、更生通知書（SKP）が発行されます。一旦 SPHP が提出されると、その内容を大きく変更することは相当困難になりますので、ここに至るまでに検出事項を確認するなどまめにチェックしていくことが、突然多額の徴税を強いられるような不足の事態を回避するために重要です。

2. VAT に関する留意事項

インドネシアの VAT はインボイス方式を採用していて、VAT インボイス（*faktur pajak*）によって回収および支払いが行われます。*faktur pajak* が発行されない場合は、VAT とは異なる種類の税金です（例えば、レストランで飲食代に課されている 10% は VAT ではなく料飲税になりますし、ホテルの宿泊代に課されている 10% はホテル税になります）。

制度上、VAT は PKP という VAT 番号を保有する企業（VAT 課税企業）が *faktur pajak* を発行して、VAT を徴収する義務を負わされることとなります。VAT 課税企業は、年間売上高が 48 億ルピアを超える場合にはその登録が義務となりますが、それ未満の企業の場合は任意登録となり、売り上げに対する VAT の徴収義務や月次の VAT の納税・申告義務は免除されます。しかしながら、VAT 課税企業になっていない場合は支払った VAT については相殺や還付ができませんので、払った VAT 分だけコストが割高となってしまいます。

VAT にまつわる不正事件は後を絶ちません。これまで、*faktur pajak* を不正に作成し払ってもいない VAT を払ったことにして、これを不正に還付する事件が過去に多発していましたので、行政の制度が頻繁に変わっています。そのため、これを防止するための制度の変更が度々試みられています。例えばここ数年だけでみても、税務署による *faktur*

pajak 番号の一元管理、VAT 取引を税務署のシステム上オンラインで報告して税務当局が faktur pajak を発行する e-faktur pajak 制度の実施、また、税務当局が VAT 取引を実施していない、ないしは、税務申告を適正に行っていないなどコンプライアンス上問題があると判断した納税者について、VAT 課税企業としての登録を一方的に抹消したり、さらには新規に PKP を発行する場合に対象会社が実在する会社であることの判断の資料を求められたり、実際に税務署員が会社を訪問してインタビューを実施したりなど非常に慎重な姿勢を示しています。

新規に会社を設立した場合には、PKP 番号を取得していても商業生産（売上計上時とされます）が開始するまでに支払った VAT は、原則相殺や還付対象になりません。例外的に資本財、いわゆる貸借対照表上固定資産に計上されるものは、相殺ないしは還付対象になります。ここで実務上問題になっているのが、土地は資本財ではないという税務当局の主張です。過去の税務当局の規則を持ち出して、土地は償却できないので税務上資本財とは認めない、したがって商業生産開始前に土地を取得した場合に支払った VAT は還付しないという取り扱いを受けるケースが多いので、ご注意ください。

3. 税務行政の方向性

アジアで最も行政のコンプライアンスレベルが低いといわれていたインドネシア税務行政ですが、インドネシアの前大統領のユドヨノ氏の時代から汚職撲滅に向けた取り組みが行われ、特に汚職撲滅委員会（KPK）の設置は一定の効果を発揮しているように思います。特に外資系企業を管轄する PMA 税務署は、その職員が不正に一切関与しない旨の宣誓書に署名をしたり、特別なトレーニングが施されるなどにより、最近は綱紀粛正ぶりが伝えられています。もちろんインドネシアは広い国土ですので、いきなり全領域が同レベルという訳にはいきませんが、まずは中心からということでしょうか。

とはいえ、毎年のように税収増加の号令が掛けられ、ほとんど達成が難しいと思われる税収の目標金額設定がされています。これを達成するために、2015 年は理不尽な税務調査、恩赦、企業に対する税務特典の提供などが実施されましたが、税収未達が伝えられ租税総局長が更迭されました。

一方で、徴税を適正かつ合理的に実施するための取り組みも少しずつですが行われています。例えば、税務申告や納税の電子化です。税務申告については従来より e-SPT という制度が施行されています。これは税務署のオンラインにアクセスして税務申告書の書式をダウンロードし、その後これを CSV ファイルにして税務署に提出するもので、書類の意図的な改ざんや誤謬が生じないような仕組みが取られています。理想的には、システムで一貫管理され申告書提出までオンラインで実施できればいいのですが、提出については少しずつ実施されている状況です。個人所得税は、事前にパスワードや ID を税務当局から入手することによりオンラインで提出できるように制度が変更されました。また、法人税の年次申告についても制度上はオンライン提出が可能となりました。一方月次申告については専門のエージェントが決まっています、このサービスを契約して利用することでオンラインでの税務申告提出が可能となっています。

税務行政の効率化が進まなかったのは、悪しき習慣によって税務行政関連の手続きにはお金がかかるという慣習によるものでした。税務署内に数年前は「汚職はやめましょう」などと垂れ幕が下がっていたこともありましたが、最近見ないのはこういった慣習が徐々に改善して、税務行政担当者の意識も変わり、透明かつ公正な行政執行が実施されつつあるということなのかと考えると、インドネシアに対するイメージも徐々に良くなっていくのではないかと期待できます。

以上